

【監理団体の許可の取消しの内容】

1 監理団体の許可の取消しを行った監理団体

- (1) 監理団体名：四国被服工業協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 池尻 博史
- (3) 所在地：徳島県徳島市川内町沖島 4 8 4 - 2

2 処分内容

技能実習法第 37 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 3 年 4 月 23 日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

外国の送出機関との間で、技能実習生等が本邦において行う技能実習に関連して技能実習に係る契約の不履行について違約金を定める内容の「外国人技能実習事業に関する協定付属覚書」を締結していたため、監理事業を適正に遂行することができる能力を有するものとは認められず、技能実習法第 25 条第 1 項第 8 号の基準を満たさないことから、同法第 37 条第 1 項第 1 号に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。

【別紙2】

【監理団体の許可の取消しの内容】

- 1 監理団体の許可の取消しを行った監理団体
 - (1) 監理団体名：協同組合グローバル・ネット
 - (2) 代表者職氏名：代表理事 三國 進一郎
 - (3) 所在地：石川県かほく市高松ケ13番地20

- 2 処分内容
技能実習法第37条第1項第4号の規定に基づき、令和3年4月23日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

- 3 処分理由
自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせていたことから、技能実習法第37条第1項第4号に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。

【別紙 3】

【監理団体の許可の取消しの内容】

1 監理団体の許可の取消しを行った監理団体

- (1) 監理団体名：備中技研協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 松尾 和文
- (3) 所在地：岡山県岡山市北区清輝橋3丁目2番22号

2 処分内容

技能実習法第37条第1項第4号の規定に基づき、令和3年4月23日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせていたことから、技能実習法第37条第1項第4号に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。

【監理団体の改善命令の内容】

1 監理団体の改善命令を行った監理団体

- (1) 監理団体名：播磨加工事業協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 平石 正人
- (3) 所在地：兵庫県神崎郡福崎町福田 3 5 4 - 2

2 処分内容

技能実習法第 36 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 4 月 23 日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

3 処分理由

傘下の実習実施者に対する監査を適切に行っておらず、監理事業の適正な運営を確保するために必要があると認められたため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社アキオカ
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 秋岡 正之
- (3) 所在地：岡山県倉敷市玉島乙島 8 2 5 2 番地の 3 5

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (31 件)

平成 3 0 年 4 月 1 0 日認定「認 1709005041」「認 1709005042」
同年 4 月 2 6 日認定「認 1709007821」「認 1709007822」
同年 5 月 1 7 日認定「認 1809000086」「認 1809000087」「認 1809000088」
同年 6 月 1 2 日認定「認 1809003785」
同年 8 月 3 日認定「認 1809012092」「認 1809012093」「認 1809012094」
同年 9 月 7 日認定「認 1809010282」「認 1809010283」
同年 1 0 月 2 6 日認定「認 1809019955」
平成 3 1 年 3 月 1 2 日認定「認 1809029136」「認 1809029137」「認 1809029138」
令和 元年 5 月 1 0 日認定「認 1809031492」「認 1809031493」
同年 9 月 2 7 日認定「認 1909013182」「認 1909013183」「認 1909013184」
令和 2 年 3 月 3 1 日認定「認 1909027020」「認 1909027021」「認 1909027022」
同年 5 月 1 2 日認定「認 2009000345」「認 2009000346」「認 2009000347」
同年 7 月 7 日認定「認 2009004968」「認 2009004969」「認 2009004970」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 3 年 4 月 23 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社ヴェルグレイ
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 新井 道子
- (3) 所在地：群馬県前橋市鳥取町472番地5

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（10件）

- 平成30年 6月 1日認定「認 1804011134」
同年 7月 24日認定「認 1804027885」
同年 9月 6日認定「認 1804042637」「認 1804042638」「認 1804042639」
同年11月 13日認定「認 1804060002」「認 1804060003」
同年11月 30日認定「認 1804062410」「認 1804062411」「認 1804062412」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和3年4月23日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

技能実習生との間で、技能実習計画と反する内容の取決めをしたことから、技能実習法第16条第1項第2号(同法第9条第6号)に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：河村 清
- (2) 代表者職氏名：河村 清
- (3) 所在地：岐阜県海津市南濃町安江 1 0 8 2 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（5件）

平成 3 0 年 6 月 1 1 日認定「認 1806009452」「認 1806009453」

同年 8 月 1 7 日認定「認 1806013034」「認 1806013035」「認 1806013036」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 3 年 4 月 23 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社カワモト
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 河本 龍一
- (3) 所在地：長野県長野市川中島町今井 1 7 8 0 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (32 件)

平成 3 0 年	2 月	1 日	認定「認 1705001852」	「認 1705001853」	「認 1705001854」
同年	2 月	7 日	認定「認 1705002001」	「認 1705002002」	「認 1705002003」
同年	5 月	3 1 日	認定「認 1805000766」	「認 1805000767」	「認 1805000768」
同年	6 月	7 日	認定「認 1805002193」	「認 1805002194」	「認 1805002195」
同年	8 月	2 4 日	認定「認 1805004443」	「認 1805004444」	「認 1805004445」
同年	1 0 月	2 6 日	認定「認 1805003981」	「認 1805003982」	「認 1805003983」
平成 3 1 年	3 月	1 9 日	認定「認 1805010161」	「認 1805010162」	「認 1805010163」
令和 元年	7 月	3 日	認定「認 1805010972」	「認 1805010973」	「認 1805010974」
同年	7 月	1 8 日	認定「認 1905002313」		
同年	7 月	1 9 日	認定「認 1905001752」		
同年	7 月	2 9 日	認定「認 1905002542」	「認 1905002543」	「認 1905002544」
同年	8 月	2 0 日	認定「認 1905003263」	「認 1905003264」	「認 1905003265」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、令和 3 年 4 月 23 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働基準法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：グンオウアパレル株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 新井 晶
- (3) 所在地：群馬県前橋市五代町 6 7 2 番地 4

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（11 件）

- 平成 3 0 年 7 月 2 0 日認定「認 1804026693」「認 1804026694」
同年 9 月 6 日認定「認 1804042605」「認 1804042606」「認 1804042607」
同年 1 1 月 1 3 日認定「認 1804059999」「認 1804060000」「認 1804060001」
同年 1 1 月 2 2 日認定「認 1804062413」「認 1804062414」「認 1804062415」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、令和 3 年 4 月 23 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

技能実習生との間で、技能実習計画と反する内容の取決めをしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号（同法第 9 条第 6 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：群央繊維工業株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 新井 義宗
- (3) 所在地：群馬県前橋市五代町 6 7 2 番地 4

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (11 件)

- 平成 3 0 年 5 月 7 日認定「認 1804002931」
同年 7 月 2 0 日認定「認 1804026697」
同年 9 月 6 日認定「認 1804042667」「認 1804042668」「認 1804042669」
同年 1 1 月 1 3 日認定「認 1804059996」「認 1804059997」「認 1804059998」
同年 1 1 月 2 2 日認定「認 1804062421」「認 1804062422」「認 1804062423」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、令和 3 年 4 月 23 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

技能実習生との間で、技能実習計画と反する内容の取決めをしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号 (同法第 9 条第 6 号) に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社光嘉
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 矢野 光嘉
- (3) 所在地：愛媛県西条市桑村 6 1 4 番地 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6件）

平成 30 年 10 月 16 日認定「認 1811005370」「認 1811005371」「認 1811005372」
令和 元年 7 月 24 日認定「認 1911001612」「認 1911001613」「認 1911001614」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 3 年 4 月 23 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社佐貫塗装工業所
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 佐貫 隆行
- (3) 所在地：島根県出雲市平野町387番地3

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6件）

平成30年12月25日認定「認1809023268」「認1809023269」「認1809023270」
令和元年10月30日認定「認1909016844」「認1909016845」「認1909016846」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和3年4月23日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、刑が確定したことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：サンスダ建設株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 須田 吉人
- (3) 所在地：千葉県佐倉市井野972番地1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2件）

平成30年10月11日認定 「認 1804051534」「認 1804051536」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和3年4月23日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったことから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社新庄砕石工業所
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 柿崎 武男
- (3) 所在地：山形県新庄市十日町1574番地の3

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（8件）

平成30年 6月29日認定「認 1802004058」「認 1802004059」「認 1802004060」
「認 1802004061」
令和 元年 9月 3日認定「認 1902004974」「認 1902004975」「認 1902004976」
「認 1902004977」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号の規定に基づき、令和3年4月23日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、刑が確定したことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社神和商事
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 筒井 常雄
- (3) 所在地：兵庫県三木市別所町東這田 7 7 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（7件）

- 平成 30 年 11 月 9 日認定 「認 1808027898」
同年 11 月 13 日認定 「認 1808029437」
同年 11 月 16 日認定 「認 1808029968」 「認 1808029969」 「認 1808029970」
「認 1808029971」
同年 11 月 21 日認定 「認 1808027899」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 3 年 4 月 23 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、刑が確定したことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社田中被服
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 田中 建之朗
- (3) 所在地：広島県尾道市因島三庄町 2 6 6 1 番地の 1 2

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（10 件）

- 平成 3 0 年 4 月 6 日認定「認 1709004166」「認 1709004167」「認 1709004168」
同年 4 月 1 3 日認定「認 1709006179」「認 1709006180」
平成 3 1 年 1 月 1 1 日認定「認 1809024919」「認 1809024920」
同年 3 月 1 日認定「認 1809023502」「認 1809023503」「認 1809023504」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 3 年 4 月 23 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社トラスト
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 犬塚 桂一郎
- (3) 所在地：佐賀県伊万里市二里町大里甲 2 2 9 6 番地 5

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6件）

令和元年 10 月 3 日認定「認 1912009681」「認 1912009682」「認 1912009683」
同年 10 月 31 日認定「認 1912009678」「認 1912009679」「認 1912009680」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 3 年 4 月 23 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、刑が確定したことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社ニシオシェル
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 清水 常男
- (3) 所在地：愛知県西尾市羽塚町大道東 2 2 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（12 件）

平成 3 0 年	2 月 1 9 日認定	「認 1706011042」	「認 1706011043」
同年	5 月 3 1 日認定	「認 1706021106」	「認 1706021107」
同年	6 月 4 日認定	「認 1806008513」	「認 1806008514」
同年	7 月 1 0 日認定	「認 1806021507」	「認 1806021508」
令和 元年	5 月 1 4 日認定	「認 1906004586」	
同年	7 月 1 8 日認定	「認 1906019352」	
同年	7 月 3 0 日認定	「認 1906022103」	「認 1906022104」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 3 年 4 月 23 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：伏見織物加工株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 森田 浩二
- (3) 所在地：京都府京都市伏見区横大路千両松町136番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（24件）

平成30年 3月 5日認定 「認 1708001905」 「認 1708001906」 「認 1708001907」
「認 1708002563」 「認 1708002564」 「認 1708002565」
「認 1708005471」
同年 5月 16日認定 「認 1708010549」
同年 5月 29日認定 「認 1808001853」 「認 1808004714」
同年 10月 10日認定 「認 1808013244」 「認 1808013245」
平成31年 3月 19日認定 「認 1808042945」 「認 1808042946」 「認 1808042947」
「認 1808042948」 「認 1808042949」 「認 1808042950」
「認 1808042951」 「認 1808042952」
同年 4月 10日認定 「認 1808041379」 「認 1808041380」 「認 1808041381」
令和 元年 7月 18日認定 「認 1908006644」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和3年4月23日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

地方出入国在留管理局より外国人の技能実習に係る不正行為に対する通知を受けたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：まるこう食品株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 松井 達哉
- (3) 所在地：東京都中央区明石町8番1号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6件）

平成31年 4月19日認定「認 1804087743」「認 1804087744」「認 1804087745」
「認 1804087746」「認 1804087747」「認 1804087748」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号の規定に基づき、令和3年4月23日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第2号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社村井捺染
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 矢野 光嘉
- (3) 所在地：愛媛県今治市大正町六丁目 1 番 1 7 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（7件）

平成30年 4月19日認定「認 1711002915」

平成30年10月17日認定「認 1811005375」「認 1811005376」

平成31年 2月 6日認定「認 1811007812」「認 1811007813」「認 1811007814」

平成31年 3月27日認定「認 1811007510」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和3年4月23日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったことから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【改善命令の内容】

- 1 改善命令を行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：有限会社いずもや
 - (2) 代表者職氏名：取締役 河村 功三
 - (3) 所在地：愛知県津島市宮川町一丁目 9 3 番地 1

- 2 処分内容
技能実習法第 15 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 4 月 23 日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

- 3 処分理由
認定計画に従って技能実習を行わせておらず、技能実習の適切な実施を確保するために必要があると認められることから、技能実習法第 15 条第 1 項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。